



国保も資格確認書を全加入者に

町長 国に準じ一律交付しない

答

問

自治体の裁量で一律交付でき、自治体の中にはすでに交付決定しHPなどで周知されている。町が一律交付した場合の概算予算額は。

検討していない。

現時点では、マイナ保険証の保有者は、資格確認書は発行されずマイナ保険証でしか受診できない。有効期限切れで「無保険扱い」が増加しかねない。国保加入者も全員に資格確認書の発行をすべきではない。

答

国の通知により、マイナ保険証への移行に一定の期間を要する可能性が一般的に高い状況ではなく、コスト等も考慮すると資格確認書の一括交付は考えていな

いか。

答

厚生労働省は、「要配慮者には、資格確認申請の勧奨と丁寧な説明を」各市町村に求めている。要配慮者の対象基準は。

答

高齢者や障がい者など、利用に当たつて配慮を必要とする方を対象と考えている。既に、社会福祉協議会など12の団体・施設を訪問し説明してきた。

後期高齢者医療制度は、マイナ保険証の有無に関するわらざ資格確認書(無保険扱い)を防ぐを一律交付。国保は、自治体の判断に委ねられた。

**健康保険証は
12月2日以降新たに発行されなくなりました**

従来の健康保険証は、昭和61年12月2日以降新たに発行されなくなりました。
その後は、マイナンバーカードの健康保険証(マイナ保険証)を基本とするしくみに移行しています。
ただし移行後も、
お手元の健康保険証は、有効期限までの間、最長1年間使用できます。
※後高齢者医療保険加入の方の有効期限は2025年7月31日となりますのでご注意ください。

厚生労働省HPより

◆水谷久美子 議員



譲渡計画終了後の改良住宅は

町長 今年度より売却申込み受付予定

◆佐野伸也 議員

町有住宅は計6戸で、内訳は二神町1戸、泉町4戸、中屋1戸。空き家は計20戸で、内訳は滝見町2戸、三神町5戸、泉町1戸、前田2戸、大柳3戸、松原3戸、豆川原3戸、中屋1戸。

答

空き家売却のスケジュールは。

答

離接譲渡者や、前契約者の親族、隣接賃貸契約者親族への売却を開始し、令和8年度には地元居住者や一般への売却を進めていく。

住宅名	建築年(西暦)	改良住宅	町有住宅	空き家
滝見町住宅	昭和47年(1972)	8	0	2
三神町住宅	昭和53年(1978)	5	1	5
泉町住宅	昭和54年(1979)	1	4	1
前田住宅	昭和55年(1980)	9	0	2
三神東住宅	昭和57年(1982)	2	0	0
松原住宅	昭和57年(1982)	10	0	3
大柳住宅	昭和61年(1986)	7	0	3
豆川原住宅	昭和61年(1986)	2	0	3
中屋住宅	昭和62年(1987)	8	1	1

※町有住宅とは、町の基準に基づいて管理している住宅

答

建築基準法に基づく耐震診断の結果、基準値を満たしている。

答

中長期の運営・管理の方針を定める中で、地域の意見を聞きながら検討していく。

答

対策は、住居者を孤立させないための町の

譲渡が一区切りし、空き家の売却が計画される中、孤立した住宅がまばらに増加していくことへの対策が新たに求められている。



◆野村永一 議員

相続登記の義務化対応は

町長 更に周知啓発活動を継続する

町長

更に周知啓発活動を継続する

不明件数は、21件で相続登記の土地の実績は、1,814筆。所有する筆数が異なるため、一概に多いとは言えない。相続人代表者件数は、1,370件。

※相続代表者とは、相続登記が完了するまでの間、亡くなった方名義の固定資産税納付通知書の送付先。共有の場合は、その代表者。

明件数及び昨年度における相続登記の実績は。実績は、例年より多いと理解してよいか。また、相続人代表者の件数は。

1. 10万円の過料を受けるリスク
2. 権利関係の複雑化
3. 不動産を手放せなくなる
4. 復興を滞らせる

義務化の周知は。令和2年度から固定資産税の納税通知書及び共有物件課税窓口にはチラシ、庁舎内には啓発ポスターの掲示、広報誌やデジタルサイネージへの掲載をしている。

相続登記を行ふ際、費用の一部を補助し、登記の推進を図る市区町村があるが当町の見解は。

昨年4月1日から相続登記が義務化された。「所有者不明の土地の増加を抑制し、不動産取引の円滑を図ること」を目的としている。

公平性の観点から現時点では考えていない。

有識者の参画は。目標す方向性や考え方を踏まえた取組みを様々な制度の活用も考慮しながら、独自のビジョンとして取りまとめていく。

ヨンや都市計画マスター・プランに基づく形で、地域づくりを推進する町長独自のビジョンの策定は。

まちづくり・ビジョンや都市計画マスター・プランの活用などの地域活動には、準備や関係者の意思統一に相応の時間を要する。早い時期での検討・協議の考えは。

できる限り早期に着手し、確実に進捗できるよう取組む。

まちづくり・ビジョンや都市計画マスター・プランの活用などの地域活動には、準備や関係者の意思統一に相応の時間を要する。早い時期での検討・協議の考えは。

できる限り早期に着手し、確実に進捗できるよう取組む。

まちづくり・ビジョンや都市計画マスター・プランの活用などの地域活動には、準備や関係者の意思統一に相応の時間を要する。早い時期での検討・協議の考えは。

経験豊富で柔軟な考え方を持つた有識者の方にご助力頂きたまづくりの方針は。

まちづくり・ビジョンや都市計画マスター・プランなど、町長就任前に策定されている。自らの思いを実行に移す時期がきている。

まちづくり・ビジョンや都市計画マスター・プランなど、町長就任前に策定されている。自らの思いを実行に移す時期がきている。

ほかに「養老中央公園の環境整備について」の質問もしました。